

株 式 会 社 旅 工 房

定 款

2026 年 6 月 30 日 改定

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社旅工房と称し、英文では、TABIKOBO Co. Ltd.と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅行業・法に基づく旅行業
- (2) 旅行に関する企画、情報提供、及び旅行コンサルティング
- (3) 旅行関連用品の企画、制作、販売
- (4) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務及び電気通信事業法に規定する通信回線利用加入顧客の斡旋
- (5) インターネットを利用した情報提供サービスの運営、並びに宿泊施設、観光施設、飲食店、各種イベント等の予約の代理、媒介又は取次業務
- (6) インターネットを利用した各種商品の販売並びに EC (電子商取引) サイトの開設及び運営
- (7) 各種カタログギフトの通信販売及びこれらの仲介、代行業
- (8) 損害保険代理業
- (9) 生命保険の募集に関する業務
- (10) 飲食業の経営、企画及び管理
- (11) 飲食業に関するコンサルティング
- (12) 酒類の小売業、通信販売、輸出入及び卸売業
- (13) 旅行及び観光地に関する情報提供並びにセミナーの企画及び運営
- (14) インターネットを利用したオンライン上の旅行・ツアー等の企画及び運営
- (15) 各種催事、会議、商談会、セミナー、研修等の企画、仲介及び運営
- (16) 貸会議室、事務スペース等の提供及び運営
- (17) 各種商品及びサービスの販路開拓、販売促進、販売・代理店業及び販売業務の外部受託業務
- (18) 健康診断、検診及び検査等医療サービスに関する情報の提供及びこれらの予約の代理、媒介又は取次業務
- (19) 旅館業法に基づく、旅館・簡易宿所・ホテルの経営、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営及び住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業
- (20) 演劇、演芸、映画、音楽、及びスポーツに関するチケット、書籍・絵葉書の取次販

売

- (21) 音楽、映画、演劇、公演の制作及びその請負と興行並びにその施設の運営、請負
- (22) ラジオ、テレビ放送番組、コマーシャル、コマーシャルソングの企画、制作、請負並びに著作権事業
- (23) 音声、映像のソフトウェア(ディスク、テープ、フィルム)書籍の企画、制作、製造、販売、貸与並びに著作権事業
- (24) ビデオテープ、レコード、CD、DVD、旅行用品、写真、ポジフィルム、スポーツ用品等のレンタル及び販売
- (25) 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成並びにマネジメント
- (26) キャラクター商品の企画、販売並びに使用せしめる権利の管理
- (27) 不動産の売買、交換、賃貸借及び管理並びにこれらの代理、媒介、仲介
- (28) 古物の売買
- (29) Webサイトの企画、制作、管理、運営
- (30) ソフトウェアの企画、設計、開発、保守、運用
- (31) コンピュータシステムの企画、設計、開発、保守、運用
- (32) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (33) 労働者派遣事業
- (34) 再就職支援事業
- (35) 人材コンサルティング、人材育成の教育研修事業
- (36) 投資業
- (37) 経営コンサルティング並びに資産運用及び管理に関するコンサルティング
- (38) 総務、経理、人事労務その他の事務等の受託代行業務
- (39) 前各号に付帯するコンサルティング業務
- (40) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、35,000,000 株とする。

第 7 条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

- ① 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

- ① 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（決議の方法）

- ① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

- ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（電子提供措置等）

- ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（員数）

- ① 当会社の取締役は 11 名以内とする。
- ② 当会社の社外取締役は、2 名以上とする。

第 19 条（選任方法）

- ① 取締役は、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任期）

- ① 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

- ① 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役 1 名以上を選定する。
- ② 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

- ① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる
- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

- ① 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。

第 25 条（取締役会決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

- ① 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条（員数）

当社の監査役は 3 名以内とする。

第 30 条（選任方法）

- ① 監査役は、株主総会において選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条（任期）

- ① 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）

- ① 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 35 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 36 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役の責任免除）

- ① 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 38 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 39 条（会計監査人の任期）

- ① 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

第 40 条（事業年度）

当会社の営業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

第 41 条（剰余金の基準日）

- ① 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 43 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。